

【平成30年度（平成30年7月1日～平成31年6月30日）】

平成30年7月1日 ナニワサービス株式会社

代表取締役 金子 秀雄

## 安全輸送に関する基本方針

- ・輸送の安全はわが社の根幹であることを深く認識し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識付けを全社員に周知徹底する。
- ・輸送の安全に関する取組み状況について、積極的に社外に公表する。
- ・社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- ・安全は最大の顧客満足に繋がることを全社員に自覚させる。
- ・安全が業務の基本動作になることを全社員に自覚させる。
- ・一級品質の物流サービスを目指す。
- ・「5S」を正しく習慣づけ安全第一をモットーにする。

## 社内への周知方法

- ・社内・営業所において掲示する。
- ・点呼の際に周知徹底する。
- ・安全教育会議で安全に関する事項を社員全員で唱和する。

## 安全に関する目標達成状況

平成29年度目標	結 果	備 考
人身事故 0 件	0 件	次年度も0件を達成する。
物損事故 0 件	3 件	3件発生したので、次年度は0件を達成する。

## 安全方針に基づく目標

- ・重大事故（自動車事故報告規則第2規定）は絶対に発生させない。
- ・大小に関わらず人身事故は絶対に発生させない。
- ・事故を招きうる行為（酒気帯び・過積載・車両点検不備）は絶対にしない。

## 目標達成のための計画

- ・毎月、運転者に対し安全に関する教育の実施する。
- ・毎月、ヒヤリハット情報などの交換会を実施する。
- ・定期的に従業員全員と個人面談を実施する。
- ・定期的にデジタルタコグラフ実績検討を実施する。
- ・随時、運転適正診断を受診させる。
- ・随時、新人・事故惹起者の教育を実施する。

## 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

平成29年度実績	事故発生件数	3 件	※自動車事故報告規則（H15.9.26 改正国土交通省令第95号）第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散、漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸の故障による運行停止など）
	事故の種類	後方確認不足	
	衝突の状態	追突・接触	
	行政処分等		